

## [家庭福祉課関係]



# 1. 社会的養護体制の拡充について

## (1) 子ども・子育てビジョンの策定等について（社会的養護関連）

現行の「少子社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」については、政府として、その見直しに向けた検討が進められ、平成22年度から平成26年度までの今後5年間の施策内容と数値目標を盛り込むこととして、1月29日、新たに「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されたところである。

国の策定した行動計画策定指針では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化など、都道府県が後期行動計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示したところであり、各自治体におかれては、地域の実情を踏まえ、社会的養護関連の計画実施に努めていただきたい。

## (2) 里親委託等の推進について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、昨年4月に改正された児童福祉法等においては、社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等、里親制度を推進する取組を進めているところ。（関連資料1 参照）

また、同法改正で「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられ、普及が期待されているところである。（関連資料2 参照）

さらに、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」については、平成22年度予算案において、さらに推進することとしている。（関連資料3 参照）各自治体においては、里親会等に同事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

## (3) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たっ

て、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとしているところである。（関連資料4 参照）

また、平成20年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は、平成22年度予算案において「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとしたところである。（資料8 参照）

施設等を退所する子ども等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要であり、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施しているところである。

各自治体におかれては、引き続き自立援助ホームの設置促進をはじめとして、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

#### **（4）児童福祉施設等におけるケアの充実について**

##### **① 施設の小規模化の推進について**

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着形成に問題のあった子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨を踏まえ、施設におけるケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施を進めており、子ども・子育てビジョンでは平成26年度までに800か所を計画的に整備することとしている。また、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設は平成26年度までに300か所を整備することとしている。（関連資料5 参照）

平成22年度予算案においては、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員（非常勤）を配置するととも

に、1 本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の条件をもって緩和（1 施設あたり 3 か所まで）することとしており、これらを活用してケア形態の小規模化の一層の推進に努めていただきたい。

② 家庭支援専門相談員・個別対応職員等の拡充

社会的養護施設の職員について、平成 22 年度予算案においては、乳児院における被虐待経験のある乳幼児のケアの向上のため、被虐待児個別対応職員の配置を拡充し、さらに乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を強化するため、非常勤の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置の拡充を図ることとした。

また、児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を行うこととしており、これらを活用して児童福祉施設におけるケアの質的向上に努めていただきたい。

③ 児童家庭支援センター等の拡充

児童家庭支援センターについては、平成 22 年度予算案において、心理療法担当職員の常勤化を推進しているところである。（関連資料 7 参照）

また、改正児童福祉法により、施設に附置されていなくても児童家庭支援センターとなることが可能となった。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体や妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。

子ども・子育てビジョンでは、平成 26 年度までに 120 か所を計画的に整備することとしており、今後、児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。

## （5）施設機能見直しのための調査について

平成 19 年 11 月の「社会的養護専門委員会報告書」で、

① 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めたケア改善に向けた方策を検討する必要がある。

② 見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

との提言が行われ、これを受けて、施設内で行われているケアの現状を把握するための調査・分析を行い、その基本的な集計を昨年 10 月の社会的養護専門委員会へ報告したところである。

今後、さらに詳細な集計・分析を進め、その結果や次世代育成支援策

の再構築及び財源のあり方に関する議論を踏まえ、施設機能の見直しについての検討を進めることとしている。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」等の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下、「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定において入所者の居住環境への十分な配慮をお願いする。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することとしている。

平成22年度予算案においては、施設の小型化を推進する観点から児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、入所児童に対するケアの環境の充実に努めていただきたい。

## 3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

### (1) 児童扶養手当について

#### ア 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成22年度の児童扶養手当額については、平成21年の全国消費者物価指数の下落が対前年1.4%であるため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、平成21年度と同額に据え置かれることとなる。

## 手当額

	(平成21年度)		(平成22年度)
全部支給（月額）	41,720 円	→	据え置き
一部支給（月額）	41,710 円	→	据え置き
			～ 9,850 円

### イ 児童扶養手当の一部支給停止措置について

各自治体におかれましては、昨年度より実施している児童扶養手当の一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務については、「支給要件に該当するに至った日から7年」の要件に該当する受給資格者が、平成22年4月に初めて児童扶養手当法第13条の2に基づく手続を行うことが必要となるが、これらの方への事前通知の送付について漏れがないよう対応頂くことに加え、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等引き続き進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随意支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促していただくようお願いする。

### ウ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているところであるが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては下記の事項に留意のうえ、引き続き適正な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わ

るため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。(関連資料9 参照)

## (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

母子家庭等の自立促進のためには、就業支援に力を入れていく必要があるが、事業ごとに見ると、未実施の自治体も多く実施自治体の間でも取組状況に差があるところである。未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、一層の積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も効果的に活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

### ア 母子家庭等就業・自立支援事業

#### ①母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。(関連資料10 参照)

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであるが、平成22年度予算案においては、本事業のうち「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」について、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数



に応じた運営費の加算を行うこととしているので、センターの土日開所について積極的な実施をお願いします。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

## ②一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

## イ 母子自立支援プログラム策定等事業

### ①母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みたい。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているため、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

### ②生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定し、担当者制によるきめ細かな就業支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、本事業につ

いては、福祉事務所等の福祉関係部門とハローワーク等の雇用関係部門間の連携が重要となることから、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。また、その際には、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。(関連資料11 参照)

#### ウ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、安心こども基金等を活用し、平成21年6月から、①支給額を引き上げるとともに、②平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を、これまでの「修業期間の最後の1/2の期間(上限18か月)」から「修業期間の全期間」に延長したところである。各自治体におかれては、引き続き、必要な予算の確保や母子家庭の母等に対する適切な周知についてお願いしたい。(関連資料12 参照)

#### エ ひとり親家庭等の在宅就業支援

ひとり親家庭等の在宅就業支援については、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」により、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることとしているところである。

本事業については、昨年12月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の『在宅就業』の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」とされたこと受け、事業の運用の改善を行い、地方公共団体の策定する事業計画について、都道府県において審査・採択する仕組み(都道府県審査分)を新たに設けたところであり、先月18日に開催した全国児童福祉主管課長会議において示した事業例を参考に、積極的な実施をお願いしたい。